

高齢者切り捨ての非正規社員「65歳定年」を問い直す裁判

郵政「65歳解雇裁判を支える会」結成総会

1月25日 午後7時

神田公園区民館

5F洋室B

<神田駅下車5分>

高齢化社会に逆行する非正規社員の「定年制」は違法

昨年9月、日本郵政は「期間雇用社員が65歳を超えた以降の雇用更新は行わない」という就業規則を理由に1万4000人を解雇しました。しかし、その多くは働く意志も能力もある人たちです。働かなくては生活できない人も少なくありません。しかも、採用時には「65歳まで」との説明もなく採用時に65歳を超えていた人もいます。定年制は終身雇用と年功処遇を前提にしたもので雇用期間の定めがあり年功処遇ではない非正規社員に適用するのは不合理で不当です。70歳まで働ける社会をめざしている政府の方針に反し、年齢による採用拒否を禁止した雇用対策法にも反します。事実上の国営企業の日本郵政がそれを無視して高齢者の雇用を拒否するのは許されません。解雇された5人の郵政の仲間が就業規則の無効と解雇の取り消しを求めて裁判に立ち上がりました。高齢化社会の中で高齢者の働く権利と生活を守る闘いです。みなさんのご理解とご支援をお願いします。

私達、郵政の非正規社員は、入社以来、それぞれの部署で一生懸命に働いてきました。数年前の、郵政の小包部門の日通との統合時には、賃金の2分の1、3分の1の減額を了承するか解雇かの選択を迫られ、今回は入社時にはなかった就業規則への65歳定年制導入により全国で1万4000人の非正規社員が雇止めされました。

この雇止めにより生活が成り立たなくなったり、生活保護を考える非正規社員が多数生まれました。働く者がこのように会社の都合のみによって仕事を奪われることが許されて良いのでしょうか？

私達は、非正規社員の65歳雇止め制度に反対します。「非正規社員の『定年制』無効裁判」への皆様のご理解とご支援をお願いします。

原告 丹羽良子

(元・佐野支店)

会社が65歳を超えた私たちを雇止めにするということは到底納得できません。雇止めになれば私たちの生活は成り立ちません。

就業規則にあるといいますが、十分な説明もなく青天の霹靂でした。期間の定めがある非正規社員に年齢で雇止めをするのは事実上の定年制で全く不合理です。

意欲、体力、能力が十分にある労働者から働く機会を雇用者が奪うことは違法です。65歳以上に達したという理由だけで働く権利を否定されるのは全く許しがたいことです。「異議あり」と断固抗議します。

原告 大倉ひろ

(元・三鷹支店)

第1回公判

★2月9日
午後1時10分
★東京地裁
620号法廷

原告の意見陳述があります。傍聴・支援をお願いします。

無責任な「65歳雇い止め」・解雇で職場は大混乱

熟練社員を大量に失った職場は大混乱に陥っています。代替りの期間雇用社員を募集しても集まらない、採用しても数日で辞めてしまふという状態で人が全く足らずに郵便の滞留、遅配があちこちの支店で起きています。社員は「サービス超勤」を強いられ、時間外協定オーバーの違法超勤も続出しています。

後補充の採用の見通しもありません。就業規則を適用した結果です。無責任な「65歳定年」のしわ寄せは全て利用者・国民と社員に押しつけられています。

「二重帳簿」で違法超勤隠し

埼玉県の越谷支店では、募集しても人が集まらないために超勤で対応していますが、焼け石に水。時間外協定時間を超えている違法超勤が続出し、会社はそれを「二重帳簿」で隠しています。サービス超勤も蔓延しています。夜の9時近くまで配達しても終

わらないという異常な状況で、募集しても人が集まらないためにやむなく「65歳雇い止め」で解雇した人を再度雇用する事態になっています。しかし、賃金は大幅ダウン。労働者を人とは思わない身勝手さには怒りをとおこして呆れてしまいます。

「タウンメール」配達できずに破棄

船橋支店では、期間内に配達仕切れない「タウンメール」を廃棄するにいう前代未聞の異常事態に000通の内、余った7000通を破棄したと説明しているが、割も余る等ということがある。得ません。実際は期間内に配達できなかったものを破棄したのです。会社の信頼を損なう「犯罪行為」です。

こうした事態に陥ったのも「65歳雇い止め」で大量の熟練社員を切り捨てた結果。会社の責任は重大です。

期間社員の「65歳雇い止め」により職場でサービス超勤や違法超勤が強要されている実態が国会でも明らかになりました。以下は、又市議員の質問主意書に対する政府答弁書からの抜粋です。

お尋ねの「二つの支店の10月期・11月期の時間外労働時間数」は、正社員一人当たり、船橋支店がそれぞれ25.6時間、26.4時間、越谷支店がそれぞれ17.5時間、23.3時間であるところ、一部の社員について、労働基準法第36条第1項の規定に基づく労使協定において定められている時間外労働時間数の上限を超える時間外労働がなされていたことから、お尋ねの「時間外労働時間数と雇止めとの関連」及び「業務環境の状況」も含め、現在、その詳細について調査しているところである。

郵政非正規社員の「定年制」無効裁判を支える会（準備会）
東京都千代田区外神田 6-15-14 外神田ストーク 502号
郵政共同センター内
TEL:03-3837-5391 / FAX:03-3837-5392
メール：postunion@pop21.odn.ne.jp